



トピックス 「消費者フォーラム in とやま」が開催されました！ P2

発行／富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html)  
「くらしの情報とやま」は富山県のホームページにも掲載しています。 [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/kj0000963.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj0000963.html)

## くらしの 相談窓口 から

### 「結婚相手紹介サービス」を契約したけれど… ～高額な解約料を請求されて～

相

談

2年前に、結婚相手紹介サービス業者の訪問を受け、息子のためにと契約しました(入会金・会費・情報料など150万円)。今までにお見合いを数回しましたが、相手から断られることが多く希望の相手が見つかりそうにありません。解約したいと業者に申し出ると、「自己都合による解約である。」と高額な解約料を請求されました。納得できないのですが…。(60代 女性)



回

答

「結婚相手紹介サービス」は、①実際にサービスの提供を受けるまで内容・質の判断が困難なこと②契約期間中に様々な事情の変化が起こりうること、といった特徴から、契約金額が5万円を超え、かつ契約期間2ヶ月を超えるものについて、特定商取引法の「特定継続的役務」として規制されています。契約前に交付される「概要書面」や契約時に交付される「契約書面」に、サービスの内容・提供期間・料金などとともに、クーリング・オフ制度<sup>※1</sup>や中途解約<sup>※2</sup>等を記載することが事業者には義務付けられています。この相談の場合、①すでにサービスを受けているので中途解約することになること②中途解約料は、法律で定められている損害賠償額(「提供されたサービス料」と「2万円か契約残額の20%のいずれか低い額」を足した額)になることを、相談者と業者に説明したところ、適切な中途解約料で解約することができました。

「結婚相手紹介サービス」は成婚が約束されるもの

ではないので、過度な期待をしないようにしましょう。サービス提供期間が比較的長期に及ぶことから、サービスの内容や料金支払い方法、クーリング・オフや中途解約について書面等で十分確認し、納得のいくサービスを選びましょう。書面にこれらの重要事項が書かれていない場合には契約しないようにしましょう。また、契約時には業者に提供した個人情報などの取り扱われ、退会後はどのように処分されるのかを確認しておくことも大切です。

※1 契約書面を受取ってから一定期間(この場合は8日間)であれば無条件解約ができる制度

※2 クーリング・オフ期間経過後も理由を問わずに中途解約することができる。(損害賠償額の上限が役務提供開始前・開始後のそれぞれに定められている。)

## 注意喚起！ サンダルのエスカレーター巻き込み事故にご注意！！

サンダルを履いた子供がエスカレーターのステップ部分にサンダルを巻き込まれて足の指を骨折するなどの事故が発生しています(39件:独立行政法人 製品評価技術基盤機構 9月6日発表)

サンダルを使用してエスカレーターを利用する際には、サンダルが巻き込まれないようにステップの中央に乗り、サンダルがエスカレーターの縁に接触しないよう注意してください。

詳しくは、「独立行政法人 製品評価技術基盤機構」のホームページをご覧ください。

HPアドレス <http://www.jiko.nite.go.jp/>

# 「消費者フォーラム in とやま」が開催されました！

テーマ：「守らんまいけ 富山のくらし ～高めよう消費者力～」

日時：平成19年9月5日・午後1時～4時30分 場所：県民共生センター 2階ホール

参加者：「くらしの安心ネットとやま」の会員や一般県民など約300名

主催：独立行政法人 国民生活センター・富山県

## 基調講演

講師／弁護士 齋藤 雅弘 氏

演題／「消費者問題の現状と法的対応策」

《消費者問題の現状》

全国的にも富山県においても、架空・不当請求の大幅減少により相談総件数は減少しているが、その他の相談件数は高止まりしている。特に高齢者については、件数の高止まりとともに、平均契約金額も増加している。高齢者と中心とする社会的弱者の被害が増加・深刻化している。

《消費者問題への法的対応策》

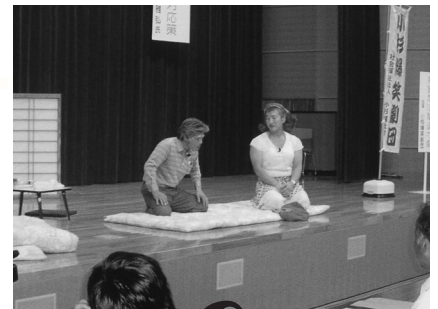
消費者法の動向として、①悪質業者への対応強化②被害救済のための民事ルールの法定③情報通信分野の対応強化④製品の品質・安全性についての規制の見直し強化、がある。主務官庁や自治体には法律や条例に基づき、違反に対する厳正な処分と積極的な情報公開が期待されている。また消費者は、一人一人が泣き寝入りをせずに悪質業者の法的責任を追及していくことが、法の目的の実現を後押しする大切なポイントである。



## 悪質商法撃退寸劇

—小杉爆笑劇団—

小杉福祉会のケアマネジャーで構成する劇団が、寸劇で「布団の点検商法」と「振り込め詐欺」の手口と対処法を紹介。ユーモラスな演技に、会場は笑いに包まれた。



## パネルディスカッション

テーマ：「高齢者を悪質業者から守るために」

パネリスト：全相協北陸地区グループ代表 飯田 雅子 氏 ・ 弁護士 齋藤 雅弘 氏  
京都府消費生活安全センター長 但馬 幸伸 氏 ・ 富山大学教授 服部 高明 氏  
富山県民生委員児童委員協議会理事 水野 稔 氏

コーディネーター：弁護士 橋爪健一郎 氏



—パネリストの発言から—

《飯田氏》悪質業者は、高齢者の心理を知り尽くして圧倒的な交渉力で迫ってくる。回りの人に情報を届ける仕組み、関係機関との連携が大切である。

《水野氏》民生委員の「災害時一人も見逃さない運動」や、地区の福祉推進員による見守り活動の中で、消費者被害の早期発見に努めたい。包括支援センター、福祉推進員、民生委員の連携で、一人暮らし高齢者宅の屋根の修繕契約をクーリング・オフに結びつけた例もある。

《但馬氏》地域力が低下すると、悪質業者につけこまれる。京都府では地域振興局ごとに地域ネットを構築し、地域ごとの実情に合わせた見守り活動を行っている。福祉団体のほか、消防署や大学、JAなどが参加しているところもある。課題は、個人情報の取扱いや、市町村ごとの姿勢に温度差があることである。

《服部氏》悪質業者を排除するために、法律や条例を本気で動かしていくことが重要。そのためには、消費者も大いに行政に提言して動かしてほしい。

《齋藤氏》成年後見制度をもっと活用することも大切。高齢者の見守りは、いい意味でおせっかい焼きになることであり、問題はその方法と程度である。高齢者の幸せは自分の未来の幸せでもある、と取り組んでほしい。見守るポイントは、把握・認識・判断・行動の4つである。



# 環境にやさしい買い物キャンペーン

キャンペーン期間:平成19年10月1日~10月31日

「環境にやさしい買い物キャンペーン」は、私たち一人ひとりが日常の買い物をとおして、環境に配慮したライフスタイルを実践していくことを目的としています。

マイバッグの持参、環境に配慮した商品の購入など、身近なことからはじめてみませんか？



コマメに買い物袋を持ち歩きましょう。買い物袋やふろしきを使ってレジ袋を減らそう。

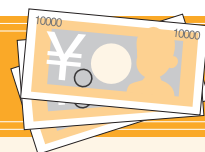


包装はできるだけ少ないものを選びましょう。



資源やエネルギーを浪費しないものを選びましょう。

## 「金融商品取引法」が施行されました！



### 相談事例その1

1株50万円の未公開株が半年後に上場され倍になると電話勧誘され、200万円分買ったが、その後業者と連絡が取れなくなってしまった。

### 相談事例その2

母が金融機関の窓口で投資信託を勧められ契約したが、仕組みや元本の保証がないことも理解していない。解約したいのだが…。

「貯蓄から投資へ」という流れの中、法のすき間を突くような金融商品の横行や、詐欺的な販売・勧誘方法で消費者がトラブルに巻き込まれる事例が増加しています。また、定期預金と思って契約したものが、実は投資信託で、中途解約したところ大幅な元本割れとなってしまったというケースもあります。

そこで、これまで金融商品によってバラバラだった法体系を横断的にひとつにまとめ、様々な金融商品に包括的・横断的に適用される「金融商品取引法」が平成18年6月に制定され、9月30日に全面施行されました。

### 主な規制の内容

- ・商品の仕組みの書面による説明の義務化
- ・元本割れの程度などリスクの大きさの説明の義務化
- ・商品知識や財産が十分でない人へのリスクの高い商品の販売の禁止 など



これらの規制に違反した業者に対しては、営業停止や登録の取り消しなどの行政処分が課せられます。

しかし、法律ができたからといって危険が減るわけではありません。法律の規制外の商品もあり、業者の倒産等によって消費者被害の回復が困難なケースもあります。

金融商品にはハイリスクな取引も多く、業者の「高配当」「元本保証」などといった説明を鵜呑みにしないで「わからないもの」には手を出さず、取引をするつもりがなければはっきり断ることが大切です。

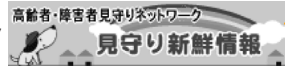
メールマガジン  
「見守り  
新鮮情報」  
に登録しませんか？

内閣府では、全国の消費生活相談の現場でキャッチした警戒を要すると思われる悪質商法の情報をメールで配信しています。パソコンか携帯のメールアドレスを登録すれば無料で情報が配信されます。最新の情報を入手して、消費者トラブルの防止に役立てましょう！



パソコンから  
内閣府のホームページ「消費者の窓」から登録できます。  
<http://www.consumer.go.jp/>

ここをクリックしてね！



- 方法1 空メールを [mimamori@mlreg.tricorn.net](mailto:mimamori@mlreg.tricorn.net) に送付
- 方法2 URLを直接入力 [http://filsp.jp/mimamori/m/m\\_top.html](http://filsp.jp/mimamori/m/m_top.html)

見守り新鮮情報の問合せ先：・全国消費生活相談員協会 見守り係 03-3448-9736

## 「暮らしに役立つ金融・経済講演会」の開催案内

テレビでおなじみの弁護士 住田 裕子先生を講師に迎え、「気をつけよう！金融トラブル」をテーマに、身近なお金のことや金融トラブルについて分かりやすくお話していただきます。

日 時：平成19年10月31日(水) 14:00～15:30(13:30開場)

会 場：タワー111 3階 スカイホール(富山市牛島新町5-5)

定 員：先着300名(定員になり次第、締切) 入場無料

申込方法：ハガキ・ファクシミリまたはメールにて、郵便番号・住所・氏名・電話番号を明記のうえ、下記までお申込みください。

※お送りいただいた個人情報、当講演会関係事務以外には使用することはありません。

募集締切：10月12日・必着

●お申込・お問合せ先

株式会社スカイインテック(富山県金融広報委員会の委託を受けて運営しています)  
〒930-0818 富山市奥田町9-32 「暮らしに役立つ金融・経済講演会」係  
TEL:076-431-8366 FAX:076-443-1088 mail:kojiho@skyintec.co.jp

●主 催

知るぽると

富山県金融広報委員会(事務局 日本銀行富山事務所内)



消費生活に関する相談は、市町村窓口消費生活センターへ

富山市消費生活センター……………TEL076-443-2047  
(富山市新桜町7番38号富山市役所本庁舎内)

総合行政センター

大沢野TEL076-467-5810 婦 中TEL076-465-2115  
大 山TEL076-483-1212 山 田TEL076-457-2113  
八 尾TEL076-454-3114 細 入TEL076-485-9001

魚 津 市……………TEL0765-23-1003  
滑 川 市……………TEL076-475-2111(内323)  
黒 部 市……………TEL0765-54-2111(内316)  
舟 橋 村……………TEL076-464-1121(内29)  
上 市 町……………TEL076-472-1111(内141)  
立 山 町……………TEL076-462-9963  
入 善 町……………TEL0765-72-1100(内135)  
朝 日 町……………TEL0765-83-1100(内235)  
砺 波 市……………TEL0763-33-1111(内143)  
庄川支所……………TEL0763-82-1902

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)  
消費生活相談 TEL076-432-9233  
消費者金融相談 TEL076-433-3252  
URL <http://pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>  
【開所時間】午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

高岡市民協働課……………TEL0766-20-1522  
(高岡市広小路7番50号)

福岡行政センター……………TEL0766-64-5333

氷 見 市……………TEL0766-74-8010  
小 矢 部 市……………TEL0766-67-1760(内424)  
南 砺 市……………TEL0763-23-2008

行政センター

福 野TEL0763-22-1101 平 TEL0763-66-2132  
井 波TEL0763-82-1181 上 平TEL0763-67-3212  
城 端TEL0763-62-1213 利 賀TEL0763-68-2112  
福 光TEL0763-52-1571 井 口TEL0763-64-2212  
射 水 市(大島庁舎)……………TEL0766-52-7966

地区行政センター

新 湊TEL0766-82-1964 大 門TEL0766-52-7397  
小 杉TEL0766-57-1636 下 TEL0766-59-8095

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館内)  
消費生活相談、消費者金融相談 TEL0766-25-2777

◆富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。  
TEL076-432-5690 午前9時～午後4時